

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 57 年 1 月 21 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 56 年 12 月の標準報酬月額については 20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 1 月 21 日まで
A 社を退職した後、役場に行き昭和 57 年 1 月 22 日をもって国民年金の加入手続をした。給与からも 56 年 12 月の厚生年金保険料は控除されているはずである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の記録により、申立人が、昭和 57 年 1 月 21 日まで、A 社に継続して勤務していたことは確認できる。

また、厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格の喪失日が、当初、昭和 57 年 1 月 21 日と記録されていたところ、同年 3 月 2 日付けで A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の 56 年 12 月 31 日に遡って訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人の同僚 5 人が同様の処理をされていることが確認できる。

加えて、申立人や当時の従業員の証言から、申立期間当時に A 社は経営が悪化していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 12 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失日の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である 57 年 1 月 21 日であると認められる。

また、昭和 56 年 12 月の標準報酬月額については、当初の資格喪失時（昭和 57 年 1 月 21 日）の標準報酬月額から、20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(38万円)であったと認められることから、申立人の平成8年8月から同年12月までの標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年8月1日から9年1月31日まで

申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。私は当時、取締役だったが、給与事務については社長が単独で行い、他の者は全く知らなかった。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、平成9年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録により、同年2月10日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、8年8月から同年12月までの期間について、38万円から32万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は取締役であったが、経営に関する決定権は持っておらず、社会保険事務処理手続に関与することも無かった上、減額訂正されたのは、A社の破産手続開始後であり、社会保険に係る事務については破産管財人の権限に属すると考えられることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年8月から同年12月までは38万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年2月までの期間及び46年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年2月まで
② 昭和46年12月から48年3月まで

結婚前の5か月分の国民年金保険料が未納となっているが、母が納付していたはずである。また、結婚後はすぐ近くの郵便局で支払っていたのに、16か月分が未納となっている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月28日にA区において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により納付できず、申立期間②は過年度分扱いとなるが、申立人は、まとめて納付したとの主張もしておらず、過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び納付に直接関与しておらず、その当時の加入手続及び納付方法等についての状況が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、「納付書があれば必ず自分で納付していたはずである。」と証言しているところ、昭和48年9月26日発行の申立人の国民年金手帳に貼り付けられた領収書から、同年4月から12月までの9か月分の保険料を同年9月27日に納付し、49年1月以降は3か月分の保険料をおおむね当該期首に納付していることが確認できるものの、過年度分となる申立期間②に係る領収書は無く、過年度納付書が発行された形跡や周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年5月まで
ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。父が私に代わって国民年金への加入手続及び切替手続を行い、保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に代わって父親が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、切替手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その父親の申立期間に係る記憶は定かではないことから、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間について、国民年金に加入した記録は確認できず、未加入期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、父親は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を、申立期間については行っていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA町役場（現在は、B市役所A支所）で納付した記憶があるので、保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号は、平成6年12月7日にA町において払い出されたものであることから、申立期間については、この時点では時効のため、保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿について、申立期間の前後を含む昭和63年11月9日から平成元年11月20日までの期間にA町で払い出された国民年金手帳記号番号を従覧調査したが、申立人に払い出されたとする記録は見当たらなかった。

さらに、申立人には住所の異動歴は無いことから、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場で納付したと主張しているが、保険料納付の方法、金額及び時期を特定する具体的記憶は定かでなく、主張を裏付ける関連資料（日記、メモ、家計簿等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月2日から同年10月1日まで
② 昭和48年7月17日から50年6月1日まで
③ 昭和53年1月16日から同年5月1日まで

私は、A社及びB社に継続して勤務していたが、途中の期間の厚生年金の記録が抜けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、「A社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人の同僚で連絡先が判明した5名に申立人について照会したところ、3名より回答を得たが、全員が、「申立人のことは記憶しているものの、勤務期間については覚えていない。」とそれぞれ供述しており、申立期間について具体的な証言を得ることができない上、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和45年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年3月2日に資格を喪失し、同年10月1日に再度資格を取得し、47年3月1日に資格を喪失していることが確認でき、受付年月日等からみて、事務処理上、不自然なところは見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、「B社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人のB社における雇用保険の加入記録は、昭和50年6月1日から53年1月15日までの期間及び53年5月15日から58年7月31日までの期間となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の元同僚は、「申立人は一度退職した後、再入社したこと

がある。」と証言している。

さらに、B社における1回目の厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和48年4月1日）の申立人の厚生年金保険被保険者番号（*）と2回目の資格取得時（昭和50年6月1日）の同番号（*）は、別番号となっており、昭和50年6月12日に2回目の同番号に統合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。